

# 令和3年度 貿易救済セミナー

～意外と知らない？アンチダンピング制度の活用であなたの会社の将来が変わる！～

令和3年9月2日（木）

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室

## 本日のセミナー内容

### 経済産業省よりご挨拶

1. 貿易救済措置の概要と効果
2. WEBコンテンツの活用方法と効果
3. 個別相談のご案内

### 質疑応答

**経済産業省よりご挨拶**

**経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部長**

**風木 淳 ご挨拶**

## 2020年度貿易救済セミナーセミナー動画のご案内

令和2年度貿易救済セミナー

今日のアジェンダ

後で見る 共有

講演者  
特殊関税等調査室長  
平林 孝之

今日のアジェンダ

- 冒頭挨拶
- 本編
  - 1. アンチダンピング措置の概要と効果
  - 2. 各種HPコンテンツのご案内
  - 3. 個別相談のご案内


参考 A D措置の共同申請及び団体申請の活用促進に向けた取組

見る YouTube

1

## 本日のセミナーでお伝えしたいこと

1. 貿易救済措置の概要と効果
2. WEBコンテンツの活用方法と効果
3. 個別相談のご案内



**AD申請者経験者・産業界・有識者の視点を知ること  
特殊関税等調査室の取組み内容や貿易救済措置の効果の  
理解を深めていただくことが目的です。**

# 1. 貿易救済措置の概要と効果

## 貿易救済措置とは

- 貿易救済措置とは、世界の164カ国・地域が参加する国際的な貿易自由化の促進を基本原則とするWTO協定において、他国の不公正な貿易措置によって国内の産業に損害がある場合に例外的に追加関税を課すことを認められている救済措置である。

### アンチダンピング (AD)措置 (GATT6条及びAD協定)

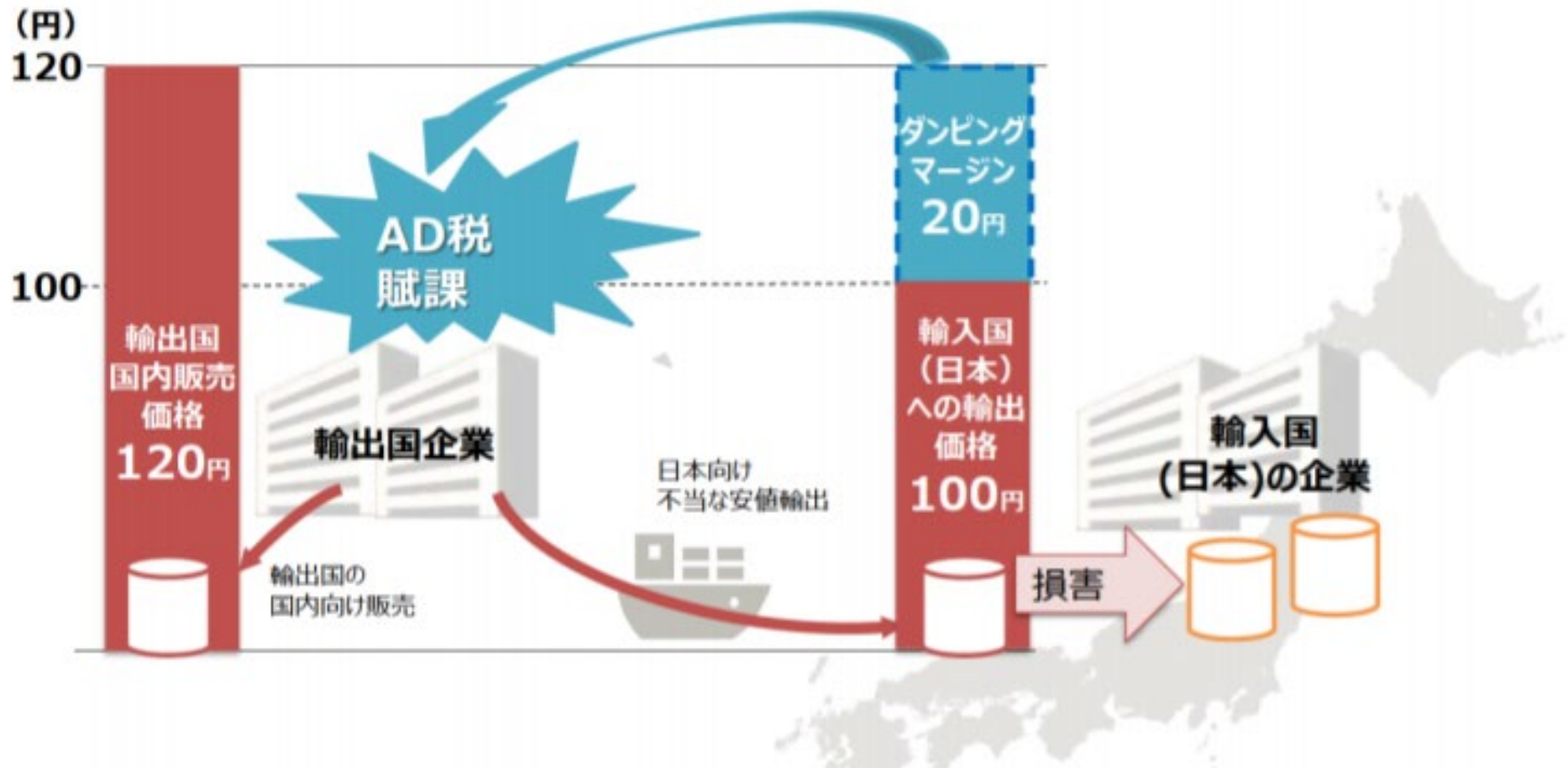
輸出国内よりも安く輸出される製品により輸入国の国内産業に損害が生じた場合に、安値輸出に相当する額を上限に関税を賦課できる。

### 補助金相殺関税 (CVD)措置 (GATT 6, 16条及びSCM協定)

輸出国政府から補助金による支援がされている製品により輸入国の国内産業に損害が生じた場合に、補助金相当の関税を賦課できる。

# アンチダンピング措置の概要

- 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国（日本）の国内産業に損害を与えている場合に、その価格差に相当する関税を賦課できる措置です。





## 措置の効果

- AD措置によりダンピング品の価格を是正することで、①「ダンピング品」の輸入数量の減少、②ダンピング品と競合する国産品の国内販売価格の持ち直し、③国内販売数量／売上高の回復等の効果があります。結果として、企業全体へのプラス効果も期待できます。

### AD措置の効果

1

「ダンピング品」の  
輸入数量の減少

2

ダンピング品と競合する  
国産品の国内販売価格の  
持ち直し

3

国内販売数量／売上高  
の回復

「企業全体へのプラス効果」について、後ほど  
専門家によるフリーディスカッション内容を共有します

# 措置の効果 (①ダンピング品の輸入数量の減少効果)

- 過去の国内事例では、AD措置発動後にダンピング品の輸入数量が著しく減少しました。

## 【AD発動事例①】

**中国製**  
**高重合度ポリエチレンテレフタレート**  
**対象輸入通関 (HS) コード : 390761**  
 ※調査開始当初 (2016年) 時点は  
 390760 (ポリエチレンテレフタレートの  
 うち、粘度がグラムにつき0.7デシリッ  
 トル以上のもの)

## 輸入数量 (右図中段) のうごき

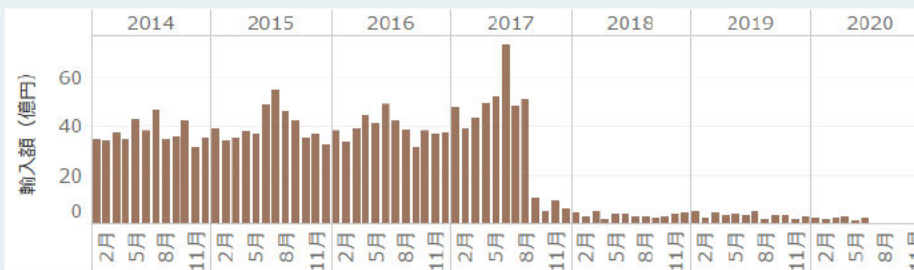
▼ **調査開始** : 横這い～増加

▼ **暫定措置** : 急減

▼ **確定措置** : 急減後の水準を維持

## 輸入モニタリングシステム (当室HPより)

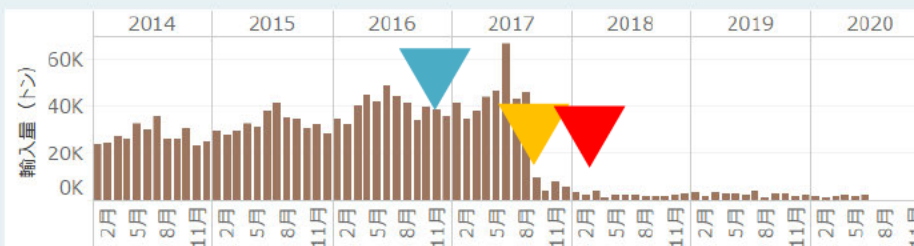
輸入金額 (月次)



**STEP1**  
 輸入通関コードを指定してください。  
 HS 6 桁  
  
 HS 9 桁

**STEP2**  
 表示期間の範囲を指定してください。  
 2014/01/01 2020/12/01

輸入数量 (月次)



**STEP3**  
 表示したい国名を指定してください。

**凡例 (国名)**  
 ■ 中華人民共和国

輸入単価 (月次) ※グラフ内の数値及び黒線は輸入通関コード毎の中央値を示す。



**日本語入力検索 (β版)**  
 ご関心の品名を入力してください。

# 措置の効果 (①ダンピング品の輸入数量の減少効果)

- 過去の国内事例では、AD措置発動後にダンピング品の輸入数量が著しく減少しました。

## 【AD発動事例②】

韓国および中国製  
炭素鋼製突合せ溶接式継手

対象輸入通関 (HS) コード : 730793

## 輸入数量 (右図中段) のうごき

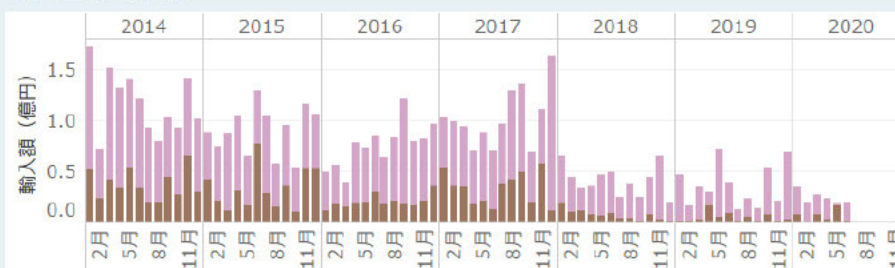
▼ 調査開始 : 横這い～増加

▼ 暫定措置 : 急減

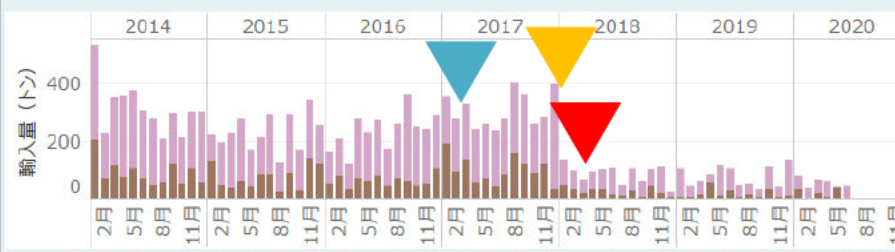
▼ 確定措置 : 急減後の水準を維持

## 輸入モニタリングシステム (当室HPより)

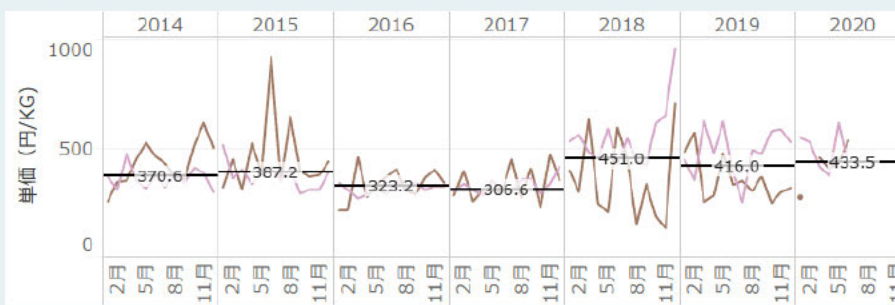
輸入金額 (月次)



輸入数量 (月次)



輸入単価 (月次) ※グラフ内の数値及び黒線は輸入通関コード毎の中央値を示す。



**STEP1**  
輸入通関コードを指定してください。  
HS 6桁  
730793

HS 9桁  
(すべて)

**STEP2**  
表示期間の範囲を指定してください。  
2014/01/01 2020/12/01

**STEP3**  
表示したい国名を指定してください。  
(複数の値)

**凡例 (国名)**  
■ 大韓民国  
■ 中華人民共和国

日本語入力検索 (β版)  
ご関心の品名を入力してください。  
(すべて)

# 措置の効果 (①ダンピング品の輸入数量の減少効果)

- 過去の国内事例では、AD措置発動後にダンピング品の輸入数量が著しく減少しました。

## 【AD発動事例③】

韓国および中国製  
水酸化カリウム

対象輸入通関 (HS) コード : 281520

## 輸入数量 (右図中段) のうごき

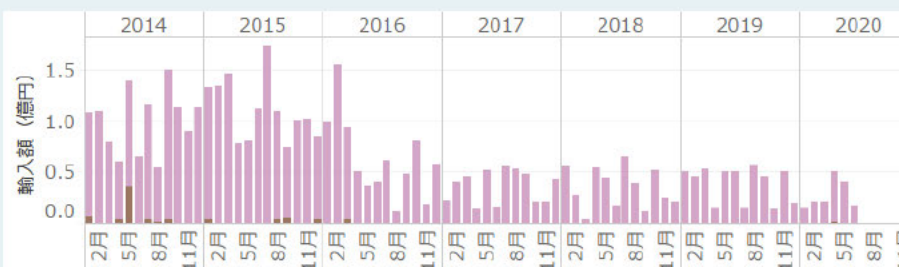
▼ **調査開始** : 横這い～増加

▼ **暫定措置** : 半減

▼ **確定措置** : 半減後の水準を維持

## 輸入モニタリングシステム (当室HPより)

輸入金額 (月次)



**STEP1**

輸入通関コードを指定してください。  
HS 6桁

281520

HS 9桁

(すべて)

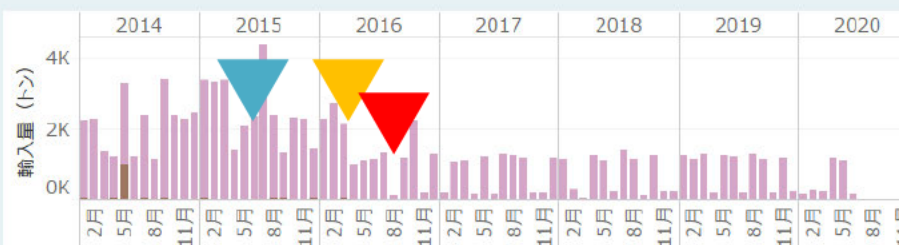
**STEP2**

表示期間の範囲を指定してください。

2014/01/01

2020/12/01

輸入数量 (月次)



**STEP3**

表示したい国名を指定してください。

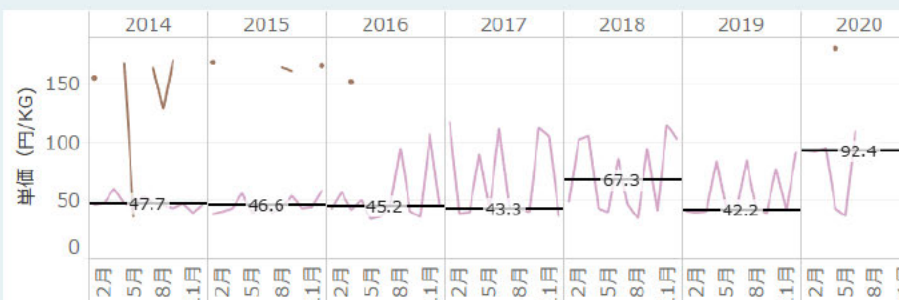
(複数の値)

**凡例 (国名)**

■ 大韓民国  
■ 中華人民共和国

輸入単価 (月次)

※グラフ内の数値及び黒線は輸入通関コード毎の中央値を示す。



**日本語入力検索 (β版)**

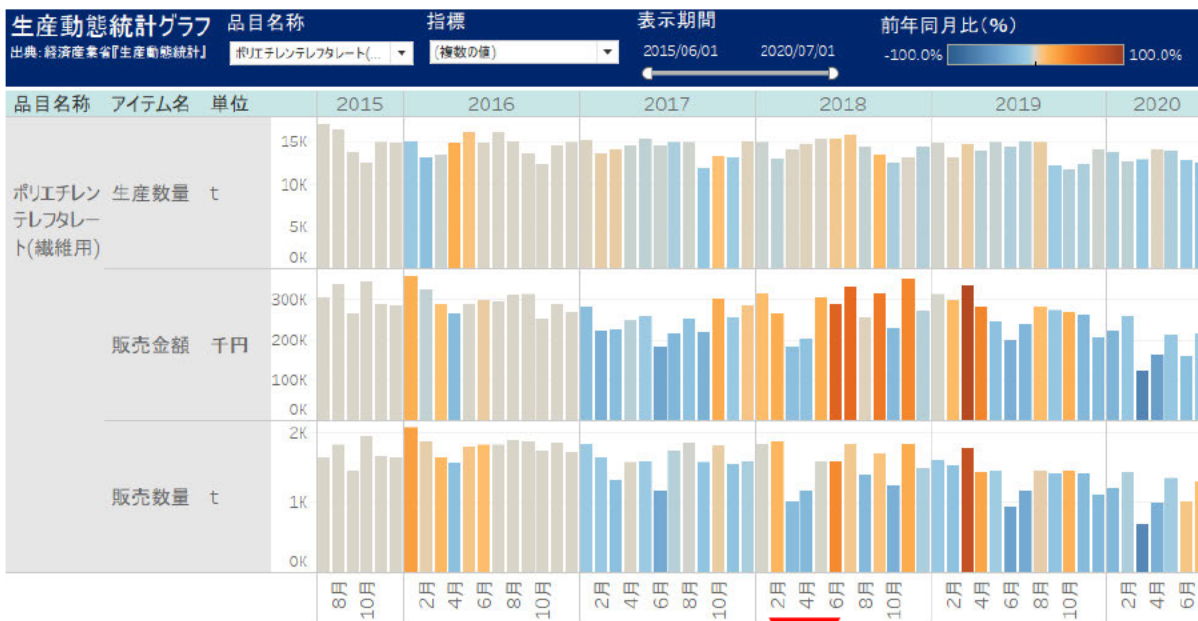
ご関心の品名を入力してください。

(すべて)

# 措置の効果（②国産品の国内価格持ち直し効果）

- AD措置（ダンピング品へのAD税賦課）により、ダンピング品と競合していた国産品について、価格設定の持ち直しが実現しました。

## 生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）



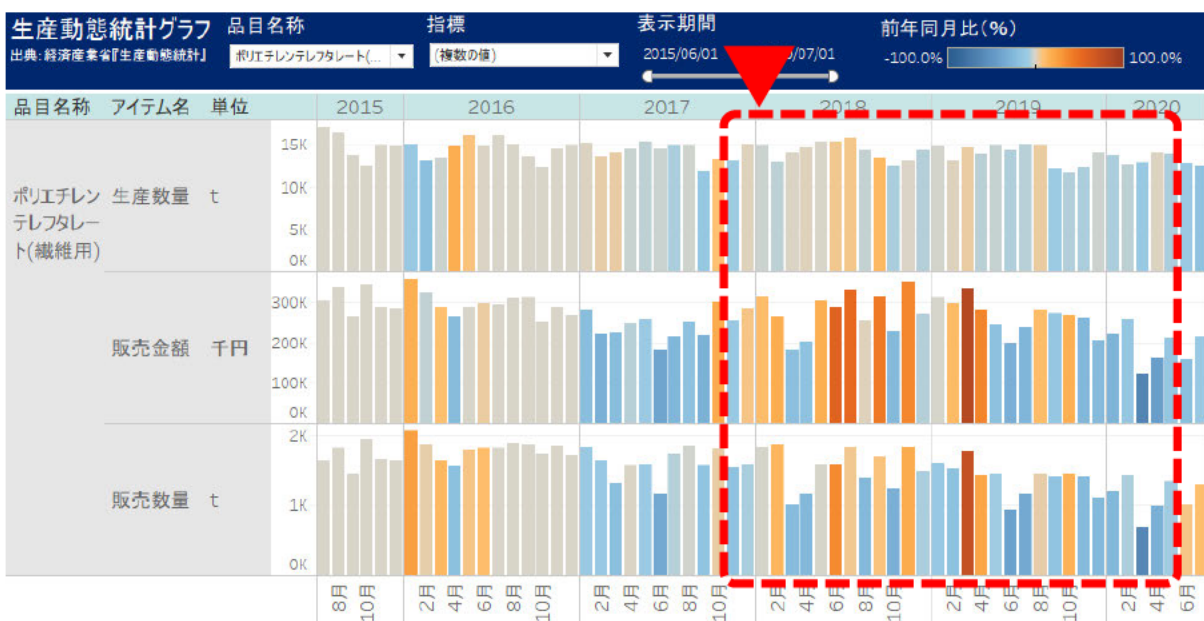
▼確定措置（2017年12月）：  
国産品の国内販売単価が  
2017年の調査開始を境に上  
昇基調に転じた



# 措置の効果（③国産品の国内販売数量の回復効果）

- AD措置（ダンピング品へのAD税賦課）により、ダンピング品の輸入数量が減少したことで、国産品の国内販売数量が回復しました。

## 生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）

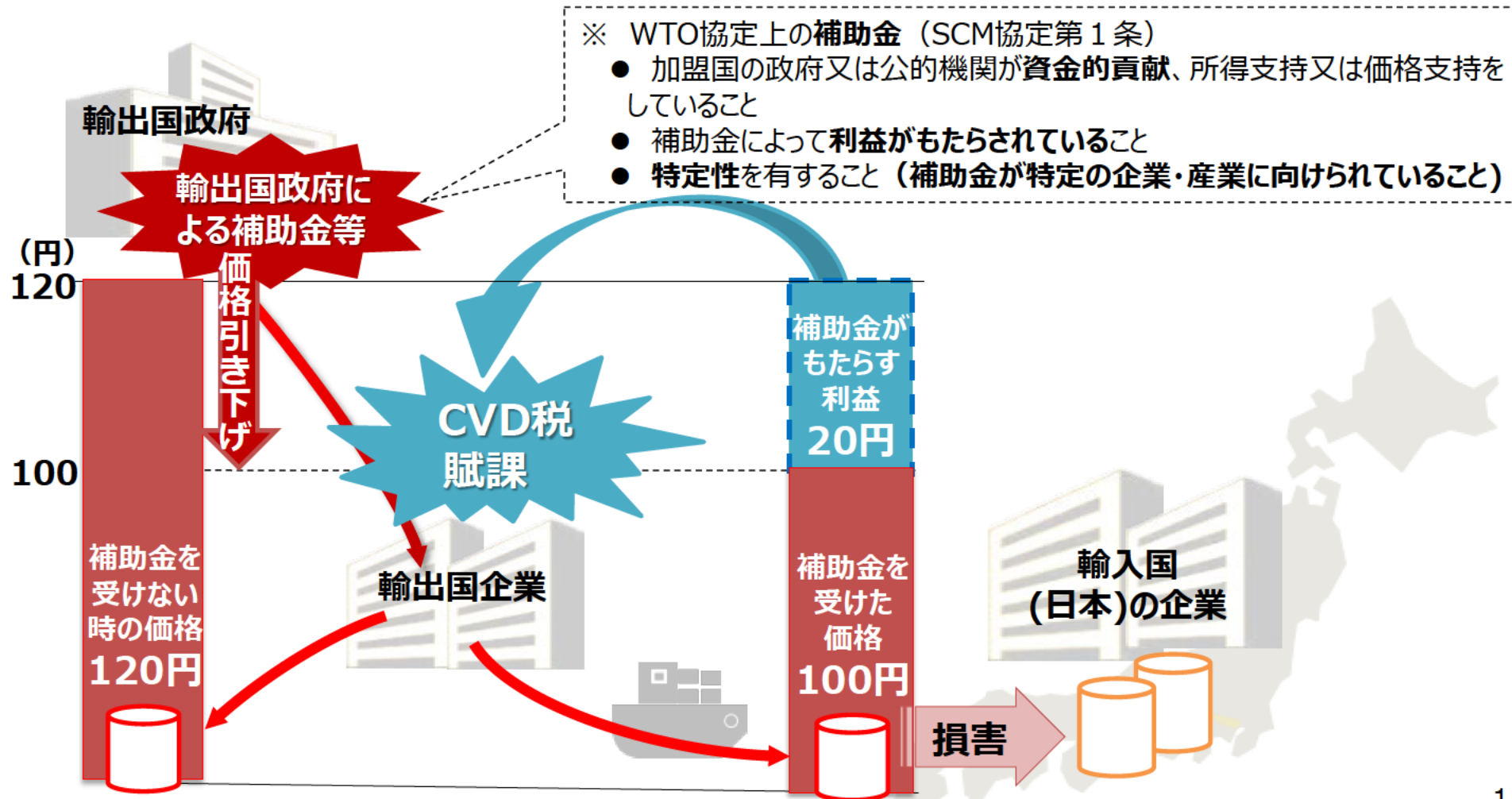


▼確定措置（2017年12月）：  
販売金額、販売数量ともに  
2017年の調査開始後、前年  
比増加の傾向がみられる



# 補助金相殺関税措置（CVD : Countervailing Duty）の概要

- 他国政府の補助金を受けた輸入品が国内産業に損害を与えている場合、当該輸入品に対して補助金相当額を相殺する関税を課することができるWTO協定上認められた措置です。
- 発動には①補助金の存在、②国内産業の実質的な損害、③両者の因果関係を、調査によって立証する必要があります。



# CVD申請に必要な補助金に関する情報の収集について

- CVD措置を申請するためには、輸出国政府が特定の輸出企業・産業を支援していることを示す具体的な証拠を、合理的に入手可能な範囲で収集・提出する必要。

補助金の類型例	収集する補助金に関する証拠	情報収集の手がかり
<p>直接的な補助金のほか、特定の産業や企業に対してのみ、<b>通常の市場取引では得られない経済的な利益が与えられている場合</b>、CVD措置の対象となり得る。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免税</li> <li>・債務免除</li> <li>・債務保証、弁済期間の延長</li> <li>・出資</li> <li>・政府系金融機関による低利融資</li> <li>・低価格での物品・サービスの提供</li> </ul>	<p>(直接証拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出企業の有価証券報告書や債券報告書に記載されている<b>財務諸表</b></li> <li>・輸出国の<b>法令</b></li> <li>・輸出国の<b>補助金制度</b>に関する資料や報道発表</li> </ul> <p>(状況証拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界銀行・OECD等の<b>国際機関</b>による補助金に関する報告書</li> <li>・学術論文</li> <li>・相手国の<b>現地での報道</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>他国の貿易救済措置調査</b>における提出証拠や調査報告書</li> <li>・<b>民間の調査会社</b>への委託調査</li> <li>・輸出国の<b>駐在員</b>からの情報</li> <li>・他国の産業補助金に関する<b>業界内の意見交換</b></li> <li>・<b>経済産業省</b>や<b>JETRO</b>が提供する海外ビジネス情報</li> </ul>

※ 国内産業への実質的な損害及び因果関係に関する証拠の収集、調査手続等は、AD措置と同様。



# (参考) CVD措置の活用に向けた課題と対応の方向性

- 産業構造審議会 特殊貿易措置小委員会において、日本におけるCVD措置の活用に向けた課題と対応の方向性について議論し、8月30日に提言をとりまとめ。
- 今後、提言を踏まえ、各国の調査当局との意見交換等を通じて補助金に関する情報を収集し、国内企業に積極的に情報提供するとともに、申請に関する相談受付体制を整備。

## 補助金相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性（提言の概要）

課題	1. 他国の補助金情報の入手が困難	2. 相手国からの報復の懸念	3. CVD措置に対する企業の認知度不足
対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各国調査当局との情報共有               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今秋、主要国の調査当局との会合において、各国の調査実務や補助金に関する情報等について情報共有。</li> </ul> </li> <li>○官民での情報共有の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界への積極的な情報提供</li> <li>・個別案件の初期の段階から、事前相談を通じてきめ細かく対応</li> <li>・CVD申請の相談窓口の整備・体制強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業自らリスク分析を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・報復対象となりうる補助金、輸出品はあるか、企業自らサプライチェーンを分析することが重要。</li> </ul> </li> <li>○他国との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国政府や産業界との様々な対話チャネルの維持</li> <li>・国際的に協力して報復に対抗するための、他国との連携の強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業へのアウトリーチ活動の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーやニュースレター、HPによる情報発信を強化</li> <li>・産業界との積極的なコミュニケーションを実施</li> </ul> </li> <li>○国民全体に向けた政策的意義（※）の発信               <ul style="list-style-type: none"> <li>（※）国内生産拠点の維持を通じた国民生活の安全の確保、通商ルールの執行を通じた国際的な法の支配への貢献 等</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 貿易救済措置の概要と効果

## 貿易救済措置利活用に関するディスカッション

- **川瀬 剛志** 上智大学法学部 教授
- **黒田 和男** 日本製鉄株式会社 営業総括部部長（通商総括）
- **田中 雄作** 株式会社旭リサーチセンター 主席研究員  
（旭化成株式会社 リードエキスパート（通商・関税）経営企画部 部付）
- **三輪田 祐子** 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長

# 1. 貿易救済措置の概要と効果

## AD措置申請経験者の声のご紹介

- ・ **相磯 昌宏** 東ソー日向株式会社 代表取締役社長
- ・ **三輪田 祐子** 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長

## 2. WEBコンテンツの活用方法と効果

# ダンピング輸入リスクの分析（AD NEWS LETTER）

- 2021年度のAD NEWS LETTER連載企画として、WTO加盟国においてAD調査開始件数が多い分野のダンピング輸入に関する分析を掲載しております。
- 初回号では、AD発動件数が最も多い産品分野である（鉄鋼編）のダンピング輸入リスク分析のモデルケースを紹介しています。

## AD NEWS LETTERのトップページ画面

### AD NEWS LETTER

AD NEWS LETTERは、主要国のアンチ・ダンピング（AD）調査や課税の状況、AD制度の解説等を通じて、AD制度について理解を深めていただくことを目的としています。2か月に1回のペースで発行します。

#### <ご連絡事項>

1. 2021年3月より配信システムを一時的に当室に移行しておりましたが、6月より再度委託事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）の配信システムより配信いたします。
2. 新規でAD NEWS LETTERを購読される方、及び登録内容変更や登録解除を希望される方は「[qqfcbk@meti.go.jp](mailto:qqfcbk@meti.go.jp)」までご連絡いただけますと幸いです。
3. 委託事業者のAD NEWS LETTER購読者情報管理システム（WEBCAS）での各種設定方法については7月以降、別途ご案内いたします。

### 第23号（2021年6月1日発行）

- 特殊関税等調査室 ウェブページコンテンツの紹介
- 【連載】特殊関税等調査室ウェブページコンテンツを活用したダンピング輸入リスク分析の視点（第1回 鉄鋼編）
- FAQ
- 室長 三輪田祐子 よりご挨拶
- 相談窓口

▶ AD NEWS LETTER 第23号

# ダンピング輸入リスクの分析 (AD NEWS LETTER)

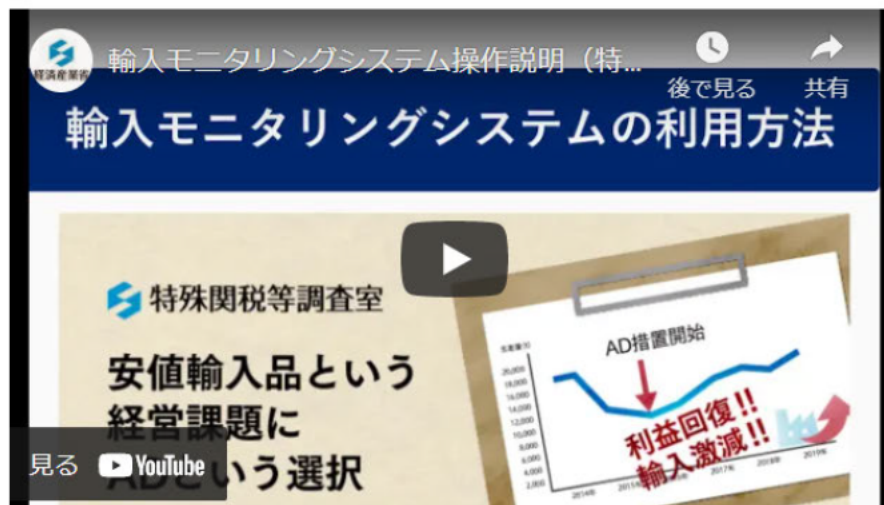
- まず、ダンピング輸入リスクを分析するためのコンテンツである、「輸入モニタリングシステム」、「生産動態統計モニタリングシステム」、「他国発動事例リスト」の利用方法を動画形式で紹介しています。

## 1. 特殊関税等調査室 ウェブページコンテンツの紹介

### 1. 特殊関税等調査室 ウェブページコンテンツの紹介

当室では、「輸入モニタリングシステム」、「生産動態統計モニタリングシステム」、「他国発動事例リスト」の3点を毎月更新しています。

輸入モニタリングシステムは、財務省が毎月公表する貿易統計データを基に、海外からの輸入金額、輸入数量、輸入単価を国別・品目別にグラフ形式で可視化するコンテンツです。調べたい品目や国を選択することで、海外からの輸入状況を把握することができます。



動画が表示されない場合はこちらからご覧ください。

# ダンピング輸入リスクの分析 (AD NEWS LETTER)

- 各種モニタリングシステムを活用することで、例えば他国で多く発動されている産品が日本にも安値で輸入されていないか、当該産品における国内需給が弱含んでいないか等を分析する際の視点・観点を提供しています。

## 2.WEBコンテンツを活用したダンピング輸入リスク分析

### ■ 他国のAD調査事例を調べる

まず、他国発動率リストを確認すると2011年以降に調査開始されたAD措置案件のうち、無方向性電磁鋼板（HSコード：722619類）を調査対象としている国が多いことがわかります。（図2）

当窓が、他国発動率リストで取り扱っている米国、カナダ、EU、豪州、中国、韓国のうち、米国、EUが、中国や韓国をはじめ、合計15か国に対してAD調査を実施しています。

図2 他国発動率リスト (HS: 722619類)

対象国	発動国	調査対象貨	関税分類	ADM	賦課税率	調査開始年
ロシア	アメリカ	冷間圧延鋼板	7226.19.10..	1.04%(deminim...)	NA	NA
		製品	7226.19.90..	1.04%(deminim...)	NA	NA
韓国	アメリカ	熱間圧延鉄	7226.19.10	3.89%-57.04%	NA	NA
		無方向性電磁	7226.19.10..	6.88%	NA	NA
		鋼板	7226.19.90..	6.88%	NA	NA
		冷間圧延鋼板	7226.19.10..	6.32%-34.33%	NA	NA
		製品	7226.19.90..	6.32%-34.33%	NA	NA
台湾	アメリカ	熱間圧延鉄条	7226.19.10..	20.28%-29.14..	NA	NA
		鋼製品	7226.19.90..	20.28%-29.14..	NA	NA
		無方向性電磁	7226.19.10..	52.23%	NA	NA
		鋼板	7226.19.90..	52.23%	NA	NA
中国	EU	熱間圧延鉄	7226.19.10..	95.5%-106.9%	18.1%-35.9%	■
	アメリカ	熱間圧延鉄条	7226.19.10..	12.34%-90.83..	NA	NA
		鋼製品	7226.19.90..	12.34%-90.83..	NA	NA

対象国	発動国	調査対象貨	関税分類	賦課税率	調査開始年
タイ	アメリカ	熱間圧延鉄条	7226.19.1000	2.38%	2001
		鋼製品	7226.19.9000	2.38%	2001
ブラジル	アメリカ	熱間圧延鉄	7226.19.10	11.09%-11.30%	2015
		冷間圧延鋼板	7226.19.1000	11.09%-11.20%	2015
		製品	7226.19.9000	11.09%-11.20%	2015
ロシア	アメリカ	冷間圧延鋼板	7226.19.1000	0.62%(deminimis)..	2015
		製品	7226.19.9000	0.62%(deminimis)..	2015
韓国	アメリカ	熱間圧延鉄	7226.19.10	3.89%-57.04%	2015
		冷間圧延鋼板	7226.19.1000	3.91%, 58.36%	2015
		製品	7226.19.9000	3.91%, 58.36%	2015
中国	アメリカ	無方向性電磁	7226.19.1000	158.88%	2013
		鋼板	7226.19.9000	158.88%	2013
		冷間圧延鋼板	7226.19.1000	256.44%	2015
		製品	7226.19.9000	256.44%	2015

### ■ 他国のAD調査開始及び措置発動と日本への輸入動向との連関を調べる

次に、輸入モニタリングシステムで、対象産品（HSコード：722519類・722619類 ※1）の日本への輸入動向を見ます。2014年以降のグラフを見ると、中国から日本への輸入数量は2020年に急増しています。（図3）

図3 輸入モニタリングシステム (中国, HS: 722519類・722619類)



## 2. WEBコンテンツの活用方法と効果

### WEBコンテンツに関するディスカッション

- ・ **加納 呼亜** 一般社団法人日本鉄鋼連盟 業務部 海外市場グループ マネジャー
- ・ **三輪田 祐子** 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長



### 3. 個別相談のご案内

# 令和3年度 貿易救済セミナー

～意外と知らない？アンチダンピング制度の活用であなたの会社の将来が変わる！～

セミナーご参加ありがとうございました。

不公正な安値輸入でお困りの方はお気軽にご相談ください

 特殊関税等調査室


〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

 **03-3501-3462**



メールフォームでのお問合せはこちら



  
[qqfcbk@meti.go.jp](mailto:qqfcbk@meti.go.jp)